明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（四八）　二

〔省　令〕

○工業用水法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業・環境**二）　二

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**一）　二

○平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件（**中央選挙管理会**二）　三

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（**同**三）　三

○除籍の一部が滅失した件（**法務**九四）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**九五）　三

○日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の廃棄に関する件（**外務**四〇）　四

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**四一）　四

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（**同**四二）　四

○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書の交換に関する件（**同**四三）　四

○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**財務**五八）　四

○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**国税庁**三）　五

○国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**五九）　五

○国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**四）　五

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**三一九）　五

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**三二〇）　五

○保安林の指定をする件（**同**三二一～三三〇）　五

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**国土交通**二三三）　七

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**二三四）　七

○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**二四～二六）　八

○海上における射撃訓練を実施する件（**同**二七、二八）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**四九）　八

○道路に関する件（**中国地方整備局**一二）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**一九）　八

〔国会事項〕

官庁事項　九

〔人事異動〕

財務省　環境省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　九

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九

登録小型船舶教習所の登録に関する公示（関東運輸局）　九

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局最低賃金公示二）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

商号登記抹消、不動産鑑定士に対する懲戒処分関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

地方公共団体

無縁墳墓等改葬関係　二六

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。